

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第88条の規定に基づき県営土地改良事業（暗渠排水事業・永子地区）計画を変更したいので、同条第1項の規定により、変更後の土地改良事業計画の概要とともに当該事業計画を変更する旨公告する。

なお、当該変更計画により新たにこの事業の施行に係る地域となるべき地域内にある農用地の所有者でその農用地について耕作若しくは養畜の業務を営まない者、又はこの地域内にある農用地以外の土地を所有権以外の権原に基づいて使用収益している者で、その農用地又は土地について、この県営土地改良事業に参加しようとする者は、法第3条の規定により、令和8年4月24日までに久万高原町農業委員会に申し出られたい。

おって、この土地改良事業の施行に係る地域内の土地が、この事業の工事の完了の公告の日（その公告において工事完了の日が示されたときはその示された日）の属する年度の翌年度（その年度が到来する以前に知事が年度を指定する場合にあっては当該指定に係る年度）の初日以後8年を経過する日までの間に目的外用途（土地改良法第91条の2第1項に規定する目的外用途をいう。以下同じ）に供するため所有権の移転等をした場合又は自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）においては、この事業につき県が支出した事業費のうち当該目的外用途に係る土地に係るもの、及びこの事業につき国から交付を受けた補助金のうち当該目的外用途に係る土地に係るものを返還する場合には当該返還に係るものを、愛媛県県営土地改良事業分担金等徴収条例（昭和26年条例第3号）の定めるところにより当該目的外用途に係る土地につき法第3条に規定する資格を有する者から徴収する。

令和8年4月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

